

平成17年度 医療福祉費支給制度（マルフク）改正内容

県制度（平成17年度11月より実施）

市単独（平成17年度11月より実施）

	県制度（平成17年度11月より実施）	市単独（平成17年度11月より実施）
妊産婦 妊産婦	<p>【平成17年度改正内容】</p> <p>○外来自己負担金の増額 500円→600円 （医療機関ごとに月2回まで1日500円の上限の負担を600円に増やす。）</p> <p>○入院の自己負担導入 1日300円、月上限3000円の自己負担を導入。 食事療養費標準負担額についても自己負担。</p>	<p>【県制度に上乗せで以下を市単独で実施】</p> <p>○所得制限撤廃。</p> <p>☆外来自己負担の助成廃止。</p>
乳幼児 乳幼児	<p>【平成17年度改正内容】</p> <p>○年齢を3歳未満から未就学児まで拡大。</p> <p>○外来自己負担金の増額 500円→600円 （医療機関ごとに月2回まで1日500円の上限の負担を600円に増やす。）</p> <p>○入院の自己負担導入 1日300円、月上限3000円の自己負担を導入。 食事療養費標準負担額についても自己負担。</p>	<p>【県制度に上乗せで以下を市単独で実施】</p> <p>○所得制限撤廃。</p> <p>☆外来自己負担の助成廃止。</p>
小中学生 小中学生	なし	○入院について小中学生を対象に助成する。 （乳幼児の入院と同じ内容で助成/所得制限なし）
母子・父子 母子・父子	<p>【平成17年度改正内容】</p> <p>○外来自己負担金の増額 500円→600円 （医療機関ごとに月2回まで1日500円の上限の負担を600円に増やす。）</p> <p>○入院の自己負担導入 1日300円、月上限3000円の自己負担を導入。 食事療養費標準負担額についても自己負担。</p>	☆外来自己負担の助成廃止。
重度障害 高齢重度 重度障害・ 高齢重度	<p>【平成17年度改正内容】</p> <p>○入院の食事療養費標準負担額は段階的に自己負担に移行。 ※平成17年11月～平成19年3月までは1/2自己負担とし、平成19年4月からは全額自己負担。</p>	なし

※平成14年7月診療分から行なっている外来自己負担金の助成は平成17年10月診療分までとします。

平成17年9月1日

各保険医療機関等の長 殿

### 医療福祉(マル福)制度の改正について

茨城県保健福祉部長  
(公印省略)

初秋の候、皆様におかれましては、平素より医療福祉制度の円滑な実施に御協力いただき、深く感謝申し上げます。  
また、7月からの医療福祉受給者証記号番号の5桁表示への変更につきまして、お手数を煩わし大変恐縮する次第です。請求書につきましては、有効期限内のものであれば、ご請求時の使用に差し支えありませんので、併せてよろしくお願いたします。

さて、11月診療分から、医療福祉制度を下記のとおり改正することといたしましたので、取扱いにつきご留意いただきますようお願いいたします。

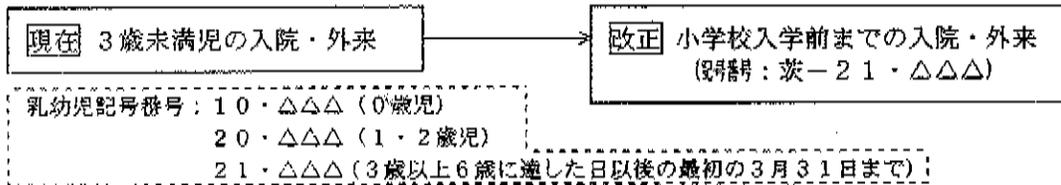
また、併せて、医療福祉費請求書(ピンク色の用紙)及び妊産婦医療福祉費支給申請書(水色の用紙)の様式も変更となりますので、来月送付いたします記入例を参考の上ご請求ください。なお、旧様式につきましても、有効期限内のものであれば使用可能ですので、重ねてお願い申し上げます。

#### 記

1. 改正実施時期 : 平成17年11月1日診療分から

2. 改正点

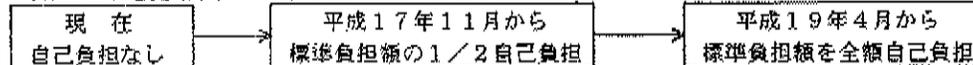
(1) 乳幼児医療費助成制度の対象年齢の引き上げ



(2) 自己負担の導入・変更

① 入院時食事療養費を助成対象外 → ◆食事療養費標準負担額(1日780円・650円・500円・300円)を全額受給者負担とします。

\*ただし、重度障害者の方については、次のとおりとなります。



② 入院の自己負担導入 → ◆1日300円月3,000円限度の自己負担をお願いします。

\*ただし、重度障害者の方については、従来どおり自己負担はありません。

③ 外来の自己負担額の改定 → ◆現在の1日500円月2回限度から1日600円月2回限度へ改定します。

\*ただし、重度障害者の方については、従来どおり自己負担はありません。

#### 【マル福自己負担一覧】

区分	外来自己負担	入院自己負担	食事療養費
乳幼児 母子 父子 妊産婦	医療機関毎に1日600円月2回限度	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	標準負担額 (1日780円・650円・500円・300円)を自己負担  * 重度の方は平成19年3月 まで上記の額の1/2を自己 負担
重 度	なし	なし	

(注意) \*妊産婦医療福祉費支給申請書(水色の用紙)の提出に際しては、必ず、受給者から医療保険の自己負担額(3割負担分)を受領のうえ、国保連合会へ提出してください。(妊産婦については、後日、市町村から受給者本人に、医療機関窓口でお支払いいただいた3割負担分も含めて振込みとなります。)